

潜在的受影者が想定される受動文について*

——顕在的受影者分析の可能性——

石 田 尊

On Japanese *ni*-Passive Assumed to Have
a Covert Affected Participant:
An Analysis Based on Overt Affected Participant Theory
ISHIDA, Takeru

キーワード：受影性、物理的受影性、非情物主語、有生性制限、間接受動文

1. はじめに

日本語の受動文のうち、少なくとも以下(1)(2)のような受動文には、主語が有生の名詞に限られるという制限があることが知られている¹⁾。

- (1) a. 男の子が女の子に蹴られた
- b. *バケツが女の子に蹴られた
- (2) a. 男の子が犬に噛まれた
- b. *ロープが犬に噛まれた

受動文主語の有生性に関わるこの現象は、能動文の主語にあたる要素（以下「旧主語」と呼ぶ）が「に」でマークされる受動文（以下「ニ格受動文」）に現れるという特徴を持っており、以下(3)bのように旧主語が「によって」でマークされる受動文には現れない。

- (3) a. *分厚い鉄板が作業員たちに手際よく切断された
- b. 分厚い鉄板が作業員たちによって手際よく切断された

また、ニ格受動文でも、旧主語が無生名詞による場合には、この制限は現れない。

- (4) a. 男の子が爆風に吹き飛ばされた
- b. 屋根が爆風に吹き飛ばされた

ここでは直接受動文形式の受動文だけに話を限るとすると、この制限（以下「有生性制限」）は以下のようないくつかの特徴を持つことになる。

- (5) 有生性制限の特徴
 - a. ニ格受動文の主語に現れる
 - b. 旧主語が有生名詞の場合に受動文主語が有生名詞に限定される

この(5)は、ニ格受動文に広く認められるものであるが、しかし、ニ格受動文でありかつ有生名詞の旧主語を持つと考えられる受動文の中にも、無生名詞の主語を許すもの、つまり有生性制限の例外とみることが可能なものが存在することは、すでに知られている。

* 本稿は、2003年9月27日に、筑波大学国語国文学会第27回大会において発表した内容を元としている。発表に際しコメントを下さったすべての方々にお礼申し上げる。

1) この制限の詳細については、特に金水(1991/1993)の議論を参照されたい。

- | | | |
|--------|--------------------------|----------------|
| (6) a. | あの絵が子供に引き裂かれた | 益岡(1991a: 197) |
| b. | 翌年、その寺が信長に焼き払われた | 益岡(ibid.) |
| c. | 大切なお金が泥棒に盗まれた | 益岡(ibid.) |
| (7) a. | この雑誌は、10代の若者によく読まれている | 益岡(1982: 57) |
| b. | このメーカーのバットは、王選手に何度も使用された | 益岡(1982: 58) |

これらは、有生名詞による旧主語を持ち、またその旧主語が「に」でマークされていながらも、無生主語を許す受動文である。(6)は、益岡(1991)において「潜在的受影者」が想定されるとされたタイプのものであり、(7)は益岡(1982)において属性叙述受動文と呼ばれたものである。それぞれ、有生名詞の旧主語(二格句)と無生名詞の主語を持ち、かつ許容度の高い受動文となっている。

本稿は、これらのうち特に(6)のような受動文について取り上げ、それらに潜在的受影者という存在が関与しているとする先行研究の分析の妥当性を検証することを主たる目的としている。なお、以下便宜的に、(6)のような受動文を「潜在的受影者の受動文」と呼ぶ。また、(6)のような受動文に潜在的受影者の関与を想定する分析を「潜在的受影者分析」、同様の受動文の主語を受影者とする分析を「顕在的受影者分析」と呼んでいく。

本稿は、非情物主語を持つ間接受動文についての検討などを通して、潜在的受影者の受動文と呼ばれる受動文は、受影者を顕在的に持つ受動文であり、顕在的受影者分析が妥当であることを主張する。

2. 問題の所在

潜在的受影者の受動文をめぐっては、大きく二つのアプローチが試みられている。一つは顕在的に現れる受動文主語の指示対象への物理的受影性を認めるものであり、もう一つは、文中には現れず潜在する有情の受影者への心理的受影性を認めるアプローチである。どちらも、当該の受動文を受影性が関与する受動文とする点では共通しているが、受影性の特性(物理的か心理的か)とともにどの要素を受影者とするかという点で、分析は異なっている。ここでは潜在的受影者の受動文に関する先行研究を概観し、問題の所在を明らかにする。

2. 1. 益岡(1982/1987)における「物理的受影性」

益岡(1982/1987/1991a/1991b/2000)では、一貫して、日本語の受動文を昇格受動文と降格受動文の二つに分ける分類が主張されている。昇格受動文については、受影性が関与する受影受動文と、属性叙述という文の叙述の類型の問題が関与する属性叙述受動文の二種類が認められ、本稿が取り上げる潜在的受影者の受動文も、受影受動文に含まれる。

ただし、益岡(1982/1987)と、益岡(1991a/1991b/2000)の分析では、潜在的受影者を導入するか否かについて異なりがあり、益岡(1982/1987)では、潜在的受影者という概念は導入されていない²⁾。ここではまず潜在的受影者という概念を導入する前の、益岡(1982/1987)の分析を確認する。

益岡(1982)では、昇格受動文の一種に分類される受影受動文について、以下のように規定している。

(8) 受影受動文の規定(益岡1982: 53)

対応する能動文の或る非主語名詞句が、叙述されている出来事や事態の結果として心理的或いは物理的影響を受けた、ということを明示的に表わすために、その非主語名詞句を主語に昇格することによって得られた受動文のこと

2) さらに益岡(2000)では、潜在的受影者は引き続き認められているものの、益岡(1991a/b)では実質破棄されていた物理的受影性が、主語・旧主語ともに無生名詞の二格受動文(本稿での(10)のようなもの)に限り限定的に認められている。本稿の観点からすると、益岡(1982/1987)と益岡(1991a/b)、そして益岡(2000)は、本稿が問題とする受動文について三つの異なる分析を提示していることになる。

この(8)の規定で重要な点は、物理的影響による物理的受影性と、心理的影響による心理的受影性の二つを認めていることである。益岡(1982)で示されている例に沿って確認する。

(9) 心理的受影性の例(益岡1982: 53-54)

- a. ジョンは友人にばかにされた
 - b. ジョンは友人に妻をばかにされた

(10) 物理的受影性の例(益岡1982: 56)

- a. 多くの建物の屋根がたつ巻に吹き飛ばされた
 - b. 多くの建物がたつ巻に屋根を吹き飛ばされた

(9)a、bは、「直接受動文、間接受動文の違いはあるが、いずれも、主語の「ジョン」が何らかの心理的影響を受けたことが、対応する能動文よりも明示的に表されている(益岡1982: 54)」とされるものであり、少なくとも益岡(*ibid.*)の分析では、どちらも心理的受影性が関与する例となる。一方(10)a、bは物理的受影性が関与する例とされ、(10)aでは、「屋根」が直接的な物理的影響を受けていること、(10)bでは、「屋根」が物理的影響を受けたことで、「建物」も間接的に影響を受けたことが表現されているとされる(益岡1982: 56)。

この分析においては、後に益岡(1991a/b)によって潜在的受影者が想定される以下のような例についても同様に、物理的受影性が関与する例として扱われる。

- (11) a. あの町は日本軍に破壊された
b. その寺は翌年信長に焼き払われた
c. 昨日、A銀行の金が何者かに持ち去られた
d. 間題の刃物がこの辺りで犯人に捨てられたことは、間違いない

(10)のような受動文だけでなく、(11)のような受動文についても、益岡(1982/1987)では、その主語が受影名詞句であり、受影名詞句を主語に昇格させることにより、受影性を前景化することができるとしている(益岡1982: 56)。この受影性に関する認定の根拠として、益岡(1982/1987)は、被動目的語と達成目的語との対立に関するテストを導入し、(10)や(11)のように非情物の主語を持つ受動文の場合、受影性が認められる被動目的語の場合のみ、主語に昇格できることを示している。

2. 2. 益岡(1991a/b)での「修正」

前節で見た非情物に対する物理的受影性を認める分析は益岡(1991a/b)において撤回され、「潜在的受影者」と呼ばれる有情物の関与が想定されるようになる。潜在的受影者に対する益岡(1991a/b)の規定は以下の(12)のようなものであり、潜在的受影者という概念を導入する必要があるとされる受動文は(13)のような例である。

(12) 潜在的受影者の規定(益岡1991a: 197)

「潜在的受影者」とは、受影受動文の表面には現れないけれども、その受動文が叙述している事象から何らかの影響を受ける存在のこと

- (13) a. あの絵が子供に引き裂かれた 益岡(1991a: 197)
b. 翌年、その寺が信長に焼き払われた 益岡(ibid.)
c. 大切なお金が泥棒に盗まれた 益岡(ibid.)

この(13)のような受動文に潜在的受影者が想定される根拠として、益岡(1991a/b)は文末に「よ」を伴った際の解釈上の問題を指摘している。

- (14) a. 大金が盗まれたよ 降格受動文。益岡(ibid.)
 b. 大切なお金が泥棒に盗まれたよ 益岡(ibid.)

益岡(1991a/b)の分析によれば、受影受動文は主体に視点を置いた主観的な表現であり、また、主観的な表現は、文末に「よ」を伴う場合、述べられている事態が表現者(発話者)自身の経験を述べる場合に限られるという。(14)aは降格受動文と呼ばれる受動文であり、益岡(1991a/b)では客観的な表現とされるが、この文の表す事態は、たしかに表現者の経験には限定されていない。一方潜在的受影者が想定される受影受動文である(14)bでは、事態は表現者の経験に限定されやすいようである³⁾。

以上のような議論を元に、益岡(1991a/b)では、当該の受動文に対して物理的受影性の関与を想定する分析は撤回され、潜在的受影者への心理的受影性を想定する分析が採用された。この分析は、益岡(2000)において部分的に修正されるものの、非情物主語と有情物の旧主語を持つニ格受動文に対する分析として潜在的受影者の想定が必要であるとする分析は保持されている⁴⁾。

2. 3. 天野(2001)における記述の進展

益岡(1991a/b)によって提出された潜在的受影者という概念は、天野(2001)において、以下(15)のような属性叙述受動文(cf. 益岡1982/1987他)にも認められるものとして、その適用範囲を拡大される。

- | | |
|---------------------------------------|--------------|
| (15) a. この種の推理小説は、日本の作家には一度も書かれたことがない | 益岡(1982: 57) |
| b. この雑誌は、10代の若者によく読まれている | 益岡(1982: 57) |
| c. このメーカーのバットは、王選手に何度も使用された | 益岡(1982: 58) |

本稿では属性叙述受動文の扱いについては検討することができないが、潜在的受影者分析を採用する天野(2001)の記述は、本稿の関心からしても重要なものである。

天野(2001)では、潜在的受影者の想定のしやすさに連動して、潜在的受影者の受動文の許容度が高まるとしている。また、潜在的受影者の想定の手がかりとなるものとして、受動文が表す「事象の意味」と、「ガ格名詞句の意味」(主格句の解釈上の特徴)の二つをあげ、検討を行っている。

まず、天野(2001: 4-5)では、潜在的受影者が想定され許容度が高い受動文に関して、「受動文で表される事象が<心理的影響を人に与える>という意味を喚起させやすい」ということが指摘されている。どのような事象であれば人への心理的影響というような意味を喚起しやすいかについては、<評価を表す事象><喪失を表す事象><状態変化を表す事象>の三つが「潜在的受影者を想定しやすい場合の事例」として示されている。天野(ibid.)に示されている例とともに示しておく⁵⁾。

- | | |
|----------------------------|--|
| (16) <評価を表す事象> | |
| a. 新しい試みが、客に厳しく批判された | |
| b. 自慢の髪型が、友人にはめられた | |
| (17) <喪失を表す事象> | |
| a. 現金輸送車が警官を装った強盗に奪われました | |
| b. この街は(が)、K大佐に破壊された | |
| (18) <状態変化を表す事象> | |
| a. 立ち入り禁止のテープが、野ざるに引きちぎられた | |
| b. 翌年、その寺が信長に焼き払われた | |

3) ただし、(14)aとbを、「大切な」というような主観性と関わる可能性のある要素を除外した上で比較した場合、ある程度益岡(1991a/b)における判断を相対化できる可能性がある。本稿では、「大切な」という要素に関わる問題についてはこれ以上追究しないが、(i)bのような受動文の事態が表現者の経験に限定されない可能性は指摘できるものと考える。なお、潜在的受影者の受動文の主観性の問題については、後に4節で取り上げる。

(i)a. 長徳寺の仁王像が盗まれたよ b. 長徳寺の仁王像が泥棒に盗まれたよ

4) 益岡(2000)ならびに本稿脚注2を参照のこと。

5) (16)～(19)で示されている例は、天野(2001)の例か、天野(2001)に引用された先行研究の例である。また、例の許容度の判定に関しては、天野(2001)のものに従っておく。

天野(ibid.)によれば、評価はそれを心理的に受け取る人間が存在し、喪失は所有者などの関連した人物に心理的にマイナスの影響を及ぼすものとして捉えられやすい、といった点から心理的影響を喚起しやすい事象であるとしている。また、主語となるモノの状態変化については、単なる働きかけを表す(19)のような事象の場合と比べ、モノの状態が変化する(18)のような場合の方が、一般に人に及ぼす心理的影響がより大きく、受動文の許容度も高いとしている。

- (19) #立ち入り禁止のテープが、野ざるに引っ張られた

事象の意味について天野(2001)が取り上げるのは、主格句の解釈上の特徴である。主格句となるモノが<所有物><身体部分><行為を表す名詞><非特定的な関連人物を喚起させる(もの)>として解釈される場合、その「モノ」に関与する人物、つまり潜在的受影者が想定されやすくなり、無生物主語の受動文の許容度が高まるとしている。以下に、天野(2001: 5-7)で示されている例を引用の上確認する。

- (20) <所有物>

- a. その手紙は、太郎に破られた
- b. あの絵が子供に引き裂かれた

- (21) <身体部分>

自慢の髪型が、友人にほめられた

- (22) <行為を表す名詞>

- a. 仕事が、隣の住人にさまたげられた
- b. 過酷な労働が、上司に強要された

- (23) <非特定的な関連人物を喚起させる>

- a. この街は(が)、K大佐に破壊された
- b. 翌年、その寺が信長に焼き払われた

<所有物><身体部分><行為を表す名詞>の三つについては、(20)～(22)でも確認できるように、常に何者かの所有物/身体部分/行為といったように解釈できる。またその「何者か」は、天野(ibid.)によれば文脈や状況で特定される人物である。一方(23)では、「この街」や「その寺」に関与する非特定的な人物が喚起される。いずれの場合でも、喚起される人物が潜在的受影者にあたる(天野2001: 6)。

2. 4. 潜在的受影者を巡る問題点の整理

以上から、潜在的受影者の受動文と呼ばれる受動文に対して、益岡(1982/1987)の段階では物理的受影性を認める立場から顕在的受影者分析がとられたものの、益岡(1991a/b)や天野(2001)においては潜在的受影者の存在を想定する分析に変わっていったことが確認できる。

潜在的受影者分析では、有情の潜在的受影者への心理的な影響関係が想定されるため、非情物への物理的受影性の問題は取り上げられないか、益岡(2000)のように、別個のものとして切り離されて扱われる。一方、顕在的受影者分析では、受動文の主語となっている非情物が受影者として扱わることになるため、益岡(1982/1987)のように、物理的受影性を認める必要がある。

また、潜在的受影者分析では、物理的受影性の問題と同様に、本稿(10)aのような非情物の二格名詞句を持つ非情物主語の受動文の問題についても、言及がないか、別問題として切り離されている。さらに付け加えるならば、(10)bのように間接受動文形式となる非情物主語の受動文の問題についても、切り離されてしまっている。もちろん、非情物主語を持ち、かつ非情物ニ格句を持つ受動文を、潜在的受影者の受動文とは別のものとして扱うという方法も考えられるが、この(10)bのような例の存在は、顕在的受影者分析にとっては重要である。次節では、非情物主語の間接受動文と受影性との関わりについて検討を行い、顕在的受影者分析を支える根拠を整える。

3. 非情物主語の間接受動文と受影性

この節では、非情物主語の間接受動文と本稿が呼ぶ受動文について、その主語のθ役割、主語となる名詞の特徴、そして非情物主語の間接受動文の特徴の3点について検討を行う。

3. 1. 非情物主語の間接受動文主語の θ 役割

対格句が現れない潜在的受動者の受動文とは異なり、非情物主語を持つ(24)のような例では、受影響者がどのような要素であるかについてはそれほどの議論は必要ないものと考えられる。

この(24)のような例では、主格句の他に対格句も現れており、対格句が対象(Theme)のθ役割(意味役割)であるとするならば、主格句にはそれとは異なったθ役割を想定する必要がある。この場合、主格句を受影者(Affectee)あるいは経験者(Experiencer)とし、対格句は対象とみることに、それほど問題があるとは考えられない。

ただしこの種の受動文では、主格句と対格句とに所有関係が認められる場合が多いようであり、 θ 連鎖(cf. 竹沢1991)のような連鎖関係を想定することで、主格句と対格句とをどちらも対象のような内項の θ 役割を担う名詞句であるとする分析が考えられるかもしれない。しかし、 θ 連鎖は基本的に、有生の所有者句とその身体部分のような分離不可能所有関係にある所有物句との間に成り立つものであって、無生(非情物)所有者句の場合には、 θ 連鎖の認められる構文に見られる特徴が現れないようである。たとえば以下の(25)の例では、「ている」の結果相解釈が可能になるという、主格句ー対格句間の θ 連鎖を前提とした特徴が現れるが、所有者句にあたる主格句が無生名詞となる(26)では結果相解釈は得られず、文そのものの許容度にも問題がある。自動詞文となる参照例では、結果相解釈が問題なく得られることも合わせて確認されたい。

- (25) a. 健太が髪を(赤く)染めている
 b. 健太が腕を折っている

(26) a. *ハンカチが隅を(赤く)染めている cf. ハンカチの隅が(赤く)染まっている
 b. *消しゴムが角を丸めている cf. 消しゴムの角が丸まっている

以上から、(24)のような受動文の主格句と対格句とを同一のθ役割とするような分析は成り立たないことになる。本稿ではこの(24)のような受動文を、便宜的に「非情物主語の間接受動文」と呼ぶ。以下では、非情物主語の間接受動文の主語は、通常の有情物の主語を持つ間接受動文と同様、受影響者のθ役割であると捉えられるという認定のもとで、さらにこの受動文について記述を行う。

3. 2. 非情物主語の間接受動文の主語について

以下のような例から明らかなように、間接受動文形式の二格受動文の場合、主語として現れる名詞には一定の制限がある。

- (27) a. 男の人が女人に子供をたたかれた
 b. *テレビが男の子にリモコンを(ひびが入るほど)たたかれた

(28) a. 市役所の人が洪水に家を流された
 b. *市役所の車が洪水に車庫を流された

本稿冒頭で示した二格受動文の有生性制限は、以下に再掲するように、旧主語(二格句)が無生名詞の場合には制限がキャンセルされ、(29)bのように無生名詞の主語も許されるが(cf. (5))、間接受動文の主語については、(28)bのように無生名詞(非情物)二格句の場合でも許容度は低いままである。

- (29) a. 男の子が爆風に吹き飛ばされた

b. 屋根が爆風に吹き飛ばされた

このように、非情物は間接受動文の主語にはなりにくいということが認められるが、その例外となる場合が二つ指摘できる。一つは以下のように、主語が「は」を伴い主題となると許容度が高まるという場合であり、これは属性叙述受動文(益岡1982/1987)の間接受動版とでも言うべきものである⁶⁾。

- (30) a. *この論文が、有名な学者にその冒頭部分を何度も引用された

b. この論文は、有名な学者にその冒頭部分を何度も引用された

- (31) a. *このテレビが、酔っぱらった芸能人Aにリモコンを壊された

b. このテレビは、酔っぱらった芸能人Aにリモコンを壊された

もう一つが、本稿が取り上げる非情物主語の間接受動文の場合であり、(27)b・(28)bと比べ、主語が主格句形式のままでも比較的許容度が高い。

- (32) a. 先ほど午後6時過ぎ、A県の米軍基地が正体不明のゲリラ部隊にレーダー施設を破壊され(まし)た

b. たった今、○○空港が過激派に燃料貯蔵庫を爆破され(まし)た

この(32)が、本稿が非情物主語の間接受動文と呼ぶものである⁷⁾。二格間接受動文の主語一般の特徴から言えば、非情物が主語となるという点で、この種の受動文は例外的な特徴を持つと言える。

3. 3. 非情物主語の間接受動文の特徴

さて、非情物主語の間接受動文の主語が受影者であると考えられること、そして、非情物が主語となる点で例外的なものであるとの二点を確認することができた。このことから、どのような場合に非情物に対する物理的受影性が認められるか、という問題を考える必要があることが分かる。以下では、潜在的受影者の受動文に対する天野(2001)の記述の成果が、非情物主語の間接受動文にも適用できるという、興味深い問題を中心に、物理的受影性の問題を考える。

まず、すでに示した(24)や(32)のような例を見ると、事象の意味が、天野(2001)の言う〈喪失を表す事象〉や〈状態変化を表す事象〉に該当することが確認できる。「監視する」のように状態変化を表さない動詞の受動文の場合には、間接受動文の許容度が低下することも、天野(2001)の指摘に合致する。

- (33) a. A県の米軍基地がゲリラ部隊にレーダー施設を破壊された

b. *A県の米軍基地がゲリラ部隊にレーダー施設を監視された

- (34) a. ○○空港が過激派に燃料貯蔵庫を爆破された

b. *○○空港が過激派に燃料貯蔵庫を監視された

天野(2001)が指摘する事象の意味についてはもう一つ、〈評価を表す事象〉があるが、それに該当するものとして、許容度の高い例をつくることも可能である。

- (35) a. 長徳寺の五重塔がフランスの有名な建築家にその建築様式を絶賛された

b. A社が都内に建設予定の高層ビルが、専門家に設計のずさんさを指摘された

つづいて、潜在的受影者の受動文の許容度に関与的なものとして天野(2001)が指摘する、主格句の解釈上の特徴についても確認してみよう。

天野(2001)では主格句の解釈は四つ示されているが、それらのうち〈身体部分〉と〈所有物〉とは、非情物(無生物)の所有者が想定される場合には、〈部分〉あるいはより広義の〈所有物〉を表す名詞句とい

6) この「属性叙述の間接受動文」のような例については、本稿では例の紹介のみにとどめる。ただし、属性叙述受動文にも潜在的受影者分析を導入する天野(2001)との関係で言えば、(30)b・(31)bのような例の存在は、頗る潜在的受影者分析が属性叙述受動文にも適用できるかどうかという問題に関わる、重要な例となるものである。

7) 非情物主語の間接受動文については、(10)bのように非情物ニ格句を持つものも含むとする。また、用例の主語の形式については、本稿以下の部分では「が」を伴う主格句形式に統一する。これは(30)b・(31)bのようなタイプの間接受動文との区別を明確にするためである。

うことでまとめることができよう。すでに見てきた(24)や(32)、益岡(1982)からの例である(10)bは、「基地とそのレーダー施設」「空港とその燃料貯蔵庫」「建物とその屋根」というように、主格句と対格句との間に何らかの所有関係を認めることができる。このことは(35)aでも同様だが、潜在的受影者の受動文とは異なり、〈所有物〉である名詞句は主格句ではなく、対格句として現れる。

天野(2001)が主格句の解釈上の特徴として指摘するものとしては、その他に〈行為を表す名詞〉と〈非特定的な関連人物を喚起させる〉の二つがある。非情物主語の間接受動文の場合、主語は非情物でありそれ自体が自立的に行行為するとは考えられない無生名詞である場合が多い。したがって、ここでは「何者かの行為」ではなく、「何らかのものの属性」ということで置き換えて考えてみると、(35)bや以下の例は、(主格句ではなく)対格句が〈属性を表す名詞〉に該当すると考えられる。(35)bでは、「設計がずさんであること」が「建設予定の高層ビル」の属性となり、(36)では、「環境に与える影響が大きいこと」が「計画中のダム」の属性となる。

(36) 計画中のダムが専門家に環境に与える影響の大きさを指摘された

このように、天野(2001)で潜在的受影者の受動文の主格句に認められている解釈上の特徴は、その三つまでが非情物主語の間接受動文の対格句の特徴に当てはまることが分かる。残る一つ、〈非特定的な関連人物を喚起させる〉という特徴は、非情物主語の間接受動文の主格句においても認められる。「基地」や「空港」、「計画中のダム」等の建造物などは、そこに非特定の人物が関連していることを想起できるものであり、(32)(35)(36)そして(10)bなどの主格句は、天野(2001)の〈非特定的な関連人物を喚起させる〉という規定に該当する。

ただし(37)(38)で確認できるように、喚起される関連人物は非特定的な人物でなくてもよく、単に「論文」「ドレス」とするよりも、「健太の論文」「涼子のドレス」のように、直接的に特定的な関連人物(「健太」や「涼子」)の存在を示せば許容度は高くなる。もともと天野(2001)においても、〈非特定的な関連人物を喚起させる〉という解釈上の特徴は、四つある主格句の解釈上の特徴の一つとして示されており、非特定的にせよ特定的にせよ、ある関連人物を喚起させればよいという点では、非情物主語の間接受動文の主語も、天野(2001)の指摘に従っているとみることができる。

(37) a. ??論文が指導教官にそのおおざっぱな構成を批判された

b. 健太の論文が指導教官にそのおおざっぱな構成を批判された

(38) a. ??ドレスが部屋に進入した変質者に背中の部分を切り裂かれた

b. 涼子のドレスが部屋に進入した変質者に背中の部分を切り裂かれた

以上から、非情物主語の間接受動文の特徴についてまとめると、以下(39)のようになる。基本的には潜在的受影者の受動文に関する天野(2001)の記述と対応しているが、間接受動文であるため、天野(2001)では主格句に認められていた特徴((39)b、cを合わせたもの)が、主格句と対格句とに分離して現れているという点を確認されたい。

(39) 非情物主語の間接受動文の特徴

- a. 事象の意味：評価・喪失・状態変化を表す事象の場合許容度が高い
- b. 主語(主格句)の特徴：何らかの関連人物を喚起させるものの場合許容度が高い
- c. 対格句の特徴：主格句の実体の部分・属性を表す場合許容度が高い

この(39)は、非情物主語の間接受動文の主語、つまり物理的受影性による非情物受影者についての記述ともなっており、a・b・c三つの条件は、非情物受影者が間接受動文の主語として認可される際の条件として捉えられる。つまり、非情物受影者が自然に解釈される条件(あるいは物理的受影性が認められる条件)として、(39)aは評価や喪失、状態変化といった、非情物受影者の価値の変容や一部の変質といった事象を受動文が表すという条件があることを、(39)bは非情物受影者の解釈に、何らかの関連人物が喚起されるという語用論的な条件が関与することを、(39)cは文内に非情物受影者の部分や属性を表す対格句があり、その対格句に起こる事態が所有者句となる非情物受影者を巻き込む

という関係が要求されることを示している⁸⁾。

受影者句と対格句とに何らかの所有関係がある場合に受動文の許容度が高まるということは、通常の、有情の主語を持つ間接受動文の場合と変わらない。こうしたことから、非情物受影者の間接受動文は、(39)bのような解釈上の支えは必要としているものの、他の間接受動文の主語と同様のθ役割(受影者)を持つ名詞句であるとする本稿の認定を追認することができる。

4. 潜在的受影者の受動文に対する顕在的受影者分析

前節での考察から、潜在的受影者の受動文に対する天野(2001)の考察が、非情物主語の間接受動文にも適用できることが明らかになった。ここで、二つの受動文を比較してみる。

- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| (40) a. 国境近くの仏教遺跡が過激派にその建造物の大半を破壊された | 非情物主語の間接受動文 |
| b. 国境近くの仏教遺跡が過激派に破壊された | 潜在的受影者の受動文 |

非情物主語の間接受動文の場合、主語のθ役割はすでに前節で見てきたように受影者であり、対格句のθ役割は対象と考えることができる。しかし、潜在的受影者の受動文の場合、主語のθ役割についてはどう捉えればいいのだろうか。

潜在的受影者の受動文に対して潜在的受影者分析に立つ場合、受影者は文内には現れず潜在するのであるから、主語は受影者ではないことになる。しかし、非情物受影者が顕在的に現れる間接受動文の主語と共に、「何らかの関連人物を喚起する」という特徴を、潜在的受影者の受動文の主語も持っている。もう一度、潜在的受影者の受動文の例を確認してみよう。

- (41) a. あの町が日本軍に破壊された
- b. その寺が翌年信長に焼き払われた
- c. A銀行の金が何者かに持ち去られた
- d. 多くの建物の屋根がたつ巻に吹き飛ばされた
- (42) a. あの絵が子供に引き裂かれた
- b. 大切なお金が泥棒に盗まれた
- c. 自慢の髪型が友人に褒められた
- d. 日ごろの努力が先生に認められた

(41)の主語は天野(2001)の言う非特定的な関連人物を喚起させるものであり、(42)の主語は所有物や身体部分、行為に該当する。ただし(41)c, dの2例は、非特定的な関連人物を喚起させる名詞であると同時に、所有物や部分としての解釈も持つ主語を備えた例となっている。つまり「A銀行の金」という主語は、A銀行やその金に関わる非特定的な関連人物を喚起させる一方、「A銀行の金」自体はA銀行の所有物となっている、という具合である。(41)dの主語も同様の特徴を持つと考えられる。

さらに、(42)を以下の例と比較してみよう。

- (43) a. 兄が大事にしているあの絵が子供に引き裂かれた
- b. 鈴木さんの大切なお金が泥棒に盗まれた
- c. 涼子の自慢の髪型が友人に褒められた
- d. 健太の日ごろの努力が先生に認められた

(42)自体、もともと許容度の高い潜在的受影者の受動文だが、厳密に言えば、許容度を高めるため

8) 久野(1983)における「インヴォルヴメント」、Kuroda (1979)における"Affectivity"など、間接受動文における受影者の解釈には、事象への巻き込まれというような条件が関与していることは、繰り返し指摘されてきていることがある。この条件については、先行研究において多くの議論がなされているが、本稿では省略に従う。

には、これらの受動文を発話する発話者や聞き手が関連人物なのだろうとするような読み込みを必要としている。これを(43)のように、喚起されるべき関連人物を直接的に示してしまえば、そうした読み込みを必要としないまま、許容度の高い潜在的受影者の受動文を得ることができる。

すでに2.2節で触れたように益岡(1991a/b)においては、潜在的受影者の受動文は「よ」を伴う場合表現者の経験に限定される主観的な表現であるという指摘がなされている。しかしこれは、(42)のような例を自然に解釈しようとするために起こる、発話者(表現者)の関連人物としての読み込みによるものであって、(43)のようにそうした読み込みを必要としない例には当てはまらない。また、話者により許容度に差はあるだろうが、こうした読み込みを必要としない分だけ、(43)の方が(42)よりも自然な受動文であるように思われる。

ここで観察されたことは次の2点である。

- (44) a. 潜在的受影者の受動文の主語は、非情物主語の間接受動文の主語と同様何らかの関連人物の喚起を必要とするという条件に従っている
- b. 潜在的受影者の受動文の主語は、非情物主語の間接受動文に現れる対格句と、解釈上の特徴が共通する場合がある

(44)aは、非情物主語の受動文の主語と、潜在的受影者の受動文の主語の共通性を示している。潜在的受影者の受動文に対して顕在的受影者分析を適用すれば、どちらの受動文でも、その主語は非情物受影者の θ 役割であることになるため、それに付随する解釈上の条件も共通しているという説明が可能となる。潜在的受影者分析では、潜在的受影者の受動文の主語は受影者としては分析されないため、非情物主語の間接受動文の主語との共通性が観察されても、それを統一的に扱うことができない。

したがって、前節で検討した成果である、非情物主語の間接受動文の主語は非情物の受影者であるという一般化が妥当なものである限り、(44)aは、顕在的受影者分析を支持する根拠となる。

(44)bは、一見、顕在的受影者分析よりも潜在的受影者分析を支える根拠のようにみえるかもしれない。非情物受影者の特徴ではない特徴が、潜在的受影者の受動文の主語に現れているからである。しかし、(44)aは潜在的受影者の受動文の主語すべてに見られる特徴であるが、(44)bはこの受動文の一部のみに見られる特徴であることは明らかである。

また、潜在的受影者の受動文に対し、(45)bのようなゼロ代名詞(pro)を含む間接受動文的な構造を適用すれば、この受動文の主語を非情物受影者とし、ゼロ代名詞を対象とする分析が可能となる。

- (45) a. 非情物主語の間接受動文
[国境近くの仏教遺跡が[過激派にその建造物の大半を破壊された]]
 非情物受影者 行為者 対象
- b. 潜在的受影者の受動文
[国境近くの仏教遺跡_iが[過激派に pro_i 破壊された]]
 非情物受影者 行為者 対象

非情物主語の間接受動文と、潜在的受影者の受動文とが、ゼロ代名詞の有無以外ほぼ共通した構造を備えていると考えることは、二つの受動文類型の主語における共通性を捉えることを可能にするのはもちろん、(45)aの対格句にみられるような解釈上の特徴が(45)bの主格句に認められる場合があることについての自然な説明も可能とする。

3節でみたように、非情物受影者に対する物理的受影性が認められるには、(39)のような条件を十分に満たす必要があった。この中で、(39)aと(39)cは、非情物受影者が当該の事象に十全に巻き込まれているかに関わる条件であると捉えることができる。対格句に相当する要素が、非情物受影者と同一指示のゼロ代名詞となる(45)bの構造では、主語の指示対象とゼロ代名詞の指示対象は等しい実体となるわけであるから、対象の θ 役割として、事象内部で直接的な影響を受けるとともに、非情物受

影者として事象に巻き込まれるという解釈になることが規定されている。また、逆から述べれば、潜在的受影者の受動文の主語は、非情物受影者としても、また非情物受影者の解釈を支える対象の θ 役割としても解釈されなければならない要素である、ということになる。したがって、間接受動文である(45)aでは二つの名詞句に分かれて現れていた解釈上の特性が、(45)bでは受動文主語に集中して現れるようにみえるのは、主語と同一指示となる対格句相当のゼロ代名詞があるためであるということになる。

以上から本稿は、非情物主語の間接受動文との共通性を前提として、潜在的受影者の受動文は(45)bのような構造を持つ間接受動文の一種であり、その主語は、顕在的に現れている非情物の受影者であるということを主張する。潜在的受影者分析でも、心理的受影性を前提として、潜在的受影者の受動文に対する詳細な記述を行うことは可能である。しかし、非情物主語の間接受動文という受動文類型との共通性については、潜在的受影者分析では捉えることができないのである。

5. まとめ

本稿では、これまで二格受動文に見られる有生性制限の例外の一つとしてみられてきた、潜在的受影者の受動文について取り上げた。主に天野(2001)が指摘する潜在的受影者の受動文の諸特徴を備えた非情物主語の間接受動文との比較・検討から、潜在的受影者の受動文は、顕在的に現れる非情物受影者の主語と、主語と同一指示となるゼロ代名詞を備えた間接受動文であることを主張した。

3.2節でも触れたように、二格句の有生性と関連する本稿(5)のような有生性制限は、二格受動文のうちでも直接受動文に認められるものであり、間接受動文では、二格句とは関わりなく有情の実体が主語として好まれることが認められた。潜在的受影者の受動文を間接受動文の一種とすることは、したがって、この種の受動文が、金水(1991)が指摘するような有生性制限の例外となる直接受動文ではなく、物理的受影性を前提に非情物の受影者を主語とする、周辺的な間接受動文とすることにあたる。

対格句相当のゼロ代名詞を含む間接受動文の統語構造については、より詳細な検討を行わなければならない。また、潜在的受影者の受動文と密接に関わる受動文である、属性叙述受動文の問題も、本稿では取り上げられないままである。今後の課題としたい。

[主要参考文献]

- 天野みどり(2001)「無生物主語のニ受動文——意味的関係の想定が必要な文——」『国語学』52・2, pp.1-15.
- 石田 尊(2003)「日本語ニ格受動文の統語論的分析」未刊行博士論文, 筑波大学.
- 井上 和子(1976)『変形文法と日本語(上)』大修館書店.
- 影山 太郎(1991)「統語構造と語彙構造のヴォイス変換」『言語理論と日本語教育の相互活性化(予稿集)』pp.49-58.
- 金水 敏(1991)「受動文の歴史についての一考察」『国語学』164, pp.1-14.
- 金水 敏(1993)「受動文の固有・非固有性について」『近代語研究』第九集, pp.473-508. 近代語学会
- 久野 暉(1983)『新日本文法研究』大修館書店.
- 竹沢 幸一(1991)「受動文、能格文、分離不可能所有構文と「ている」の解釈」『日本語のヴォイスと他動性』仁田義雄(編), pp.59-81. くろしお出版.
- 中右 実(1994)『認知意味論の原理』大修館書店.
- 中村 捷(1996)『束縛関係——代用表現と移動——』ひつじ書房.
- 仁田 義雄(1989)「拡大語彙論的統語論」『日本語学の新展開』久野暉・柴谷方良(編), pp.45-77. くろしお出版.
- 益岡 隆志(1982)「日本語受動文の意味分析」『言語研究』82, pp.48-64. 日本言語学会.
- 益岡 隆志(1987)『命題の文法—日本語文法序説』くろしお出版.
- 益岡 隆志(1991a)『モダリティの文法』くろしお出版.

石 田 尊

- 益岡 隆志(1991b)「受動表現と主觀性」『日本語のヴォイスと他動性』仁田義雄(編), pp.105-121.くろしお出版.
- 益岡 隆志(2000)『日本語文法の諸相』くろしお出版.
- 三宅 知宏(1996)「日本語の移動動詞の対格標示について」『言語研究』110, pp.143-168.
- Hoshi, Hiroto(1994) "Theta-role Assignment, Passivization, and Excorporation", *Journal of East Asian Linguistics* 3-2, pp.147-178.
- Kuroda, S.-Y.(1979) "On Japanese Passives", *Explorations in Linguistics: Papers in Honor of Kazuko Inoue*, George Bedell, Eichi Kobayashi, Masatake Muraki (eds.). pp.305-347. Kenkyusha.

(受理日 : 2005年1月11日)